

ID: 1580

担当部署: 健康福祉部 子育て支援課

処分の概要	子ども手当の増額の改定		
法令名 根拠条項	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 第8条第1項		
法令番号	平成22年法律第19号		
【基準】 法第8条の規定による。 (子ども手当の額の改定) 第8条 子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が増額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。 2 前条第3項の規定は、前項の改定について準用する。 3 子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が減額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。 参照 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日